



土 監 発 第 7 2 号  
令和元年12月23日

土浦市長	安 藤 真理子 殿
土浦市議会議長	篠 塚 昌 毅 殿
土浦市教育委員会教育長	井 坂 隆 殿

土浦市監査委員 林 修  
同 下 村 壽 郎

令和元年度定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による令和元年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出します。

令和元年度

土浦市定期監査結果報告書（前期）

土浦市監査委員

# 目 次

[ページ]

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の実施場所及び日程	2
第4	監査の範囲	2
第5	監査の主な着眼点	2
第6	監査の方法	3
第7	監査の結果	3
1	指摘事項	4
2	意見（各部課共通）	4
3	意見（各部課別）	6
	（1）教育委員会事務局	6
	（2）市民生活部	9
	（3）市長公室	12
	（4）保健福祉部	13

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象

### 1 教育委員会事務局

教育総務課，学務課・第1学校給食センター・第2学校給食センター，文化生涯学習課・図書館・一中地区公民館・二中地区公民館・三中地区公民館・四中地区公民館・上大津公民館・六中地区公民館・都和公民館・新治地区公民館・博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場，スポーツ振興課，国体推進課，指導課

### 2 市民生活部

市民活動課・一中地区コミュニティセンター・二中地区コミュニティセンター・三中地区コミュニティセンター・四中地区コミュニティセンター・上大津地区コミュニティセンター・六中地区コミュニティセンター・都和地区コミュニティセンター・新治地区コミュニティセンター，生活安全課・消費生活センター，市民課，環境保全課，環境衛生課・衛生センター・清掃センター

### 3 市長公室

秘書課，政策企画課，財政課，広報広聴課

### 4 保健福祉部

社会福祉課，障害福祉課・療育支援センター・つくしの家，こども福祉課・新生保育所・荒川沖保育所・霞ヶ岡保育所・天川保育所，高齢福祉課，国保年金

課，健康増進課

### 第3 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 監査委員室及び302会議室において実施
- 2 日程 令和元年10月11日（金）から同年11月21日（木）まで

### 第4 監査の範囲

監査の対象ごとに定めた期間における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

- 1 教育委員会事務局及び各地区コミュニティセンター  
平成31年4月1日から令和元年8月31日までの期間
- 2 市民生活部（各地区コミュニティセンターを除く）、市長公室、保健福祉部  
平成31年4月1日から令和元年9月30日までの期間

### 第5 監査の主な着眼点

- 1 歳入
  - (1) 調定の時期及び手続は適正か（調定漏れ，遅れなど）。
  - (2) 調定の繰越（前年度収入未済額の繰越）はなされているか。
  - (3) 収納の事務処理は適切か（納入通知書の発行等）。
  - (4) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
  - (5) 収入未済額の有無
  - (6) 過誤納金の還付手続は適正か。
- 2 歳出
  - (1) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
  - (2) 流用・充用の事務処理は適正か。
  - (3) 前渡資金及び概算払金の保管及び精算は適正か。
  - (4) 委託料，工事請負費等について，契約書等関係書類は整備され，内容は適

正か。

- (5) 委託料，工事請負費等について，算定根拠は合理的な基準に基づいているか。
- (6) 委託料，工事請負費等について，随意契約理由，業者選定，発注方法は適正か。
- (7) 委託料，工事請負費等について，完了（完成）等の検査は確実に行われているか。
- (8) 補助金について，交付要項，申請書，起案書等は整備されているか。
- (9) 補助金について，算出は合理的な基準に基づいているか。
- (10) 補助金について，交付決定は適正か。
- (11) 補助金について，実績報告及び交付確定は適正か。

### 3 財産

- (1) 収納金，釣銭等の現金及び通帳等の保管は適正か。
- (2) 金券等の保管及び取扱いは適正か。
- (3) 公用車の管理は適正か。

### 4 行政一般

- (1) 時間外勤務の実施状況は適切か。
- (2) 公印使用簿，文書発送簿・收受簿，旅行命令簿の処理は適切か。
- (3) 事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行っているか。

### 5 保育所における管理事務

- (1) 給食の保存状況及び保存期間は適切か。
- (2) 遊具は適切に管理されているか。
- (3) 保育所内に危険な場所又は物はないか。
- (4) 預金通帳及び印鑑は適切に管理されているか（施錠等）。

## 第6 監査の方法

令和元年度（令和元年8月31日又は同年9月30日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて，事前に関係帳簿，証書類等を検査し，当日関係職員から説明を受け監査を実施した。

## 第7 監査の結果

各部課等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については，一部の事項を除き適正であると認められた。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）及び意見（監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものをいう。）については、次のとおりである。

## 1 指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 2 意見（各部課共通）

- (1) 予算の執行については、今般の厳しい財政状況に鑑み、無駄な執行はないかなど費用対効果やその必要性を十分精査することはもとより、効率的な執行と適正な事務処理に努められたい。特に調定及び徴収事務においては、時期の遅れや不備などがなく適正に処理されたい。
- (2) 歳入・歳出に係る伝票その他の文書の事務処理に当たっては、必要事項の記載や押印について遺漏のないよう適正に処理されたい。
- (3) 各種収入未済額については、市民等の公平・公正な負担の原則に基づき、今後ともその解消に努められたい。未収金の徴収事務に当たっては、対象者ごとに債権管理簿等を整備し、これに交渉内容等を逐次記録するなど、債権管理の適正を確保されたい。
- (4) 各種補助事業においては、補助申請から実績報告に至るまでの提出書類の審査等を適切に行うとともに、事業の成果の検収により補助金の公益性及び必要性について検証されたい。検証の結果、改善が必要と判断された補助事業については、補助金等検討委員会の意見も踏まえ、その見直し・充実・整理統合を検討されたい。
- (5) 個人情報を取り扱う所属においては、正職員はもとより非常勤職員等に対しても、その取扱いについて十分注意されるよう指導を徹底されたい。
- (6) 金銭、金券等については、耐火金庫、ロッカーなどの施錠ができる場所で厳重に保管するとともに、必要以外の場合には保管場所の施錠を心掛け、責任者がその鍵を適正に保管するなど、管理体制の一層の徹底を図られたい。
- (7) 各所属において保有する公印については、施錠ができる場所で厳重に保管し、市長印その他の公印を含め、その使用及び公印使用簿への記載について

は、所管の規則等の規定にのっとり、適正な管理運用を図られたい。

- (8) 備品台帳については、来年度からこれまでのエクセル管理に代わり、備品管理システム(仮称)として運用されることが検討されているところである。新たなシステムには、現行の「備品台帳(副本)」のデータに基づく各所属からの報告を集約した「備品台帳(正本)」のデータが反映されることから、引き続き、「備品台帳(副本)」に登録漏れ、処理漏れ、記載の誤りなどが無いよう適正に管理されるとともに、過去に取得した備品の現況についても確認されたい。
- (9) 各所属において作成し、又は取得した文書の保管・保存については、これらの文書が、市情報公開条例における「情報」に該当し得るものであることに留意され、文書取扱規程に基づく適切な処理を心掛けられたい。特に文書の保管に当たっては、決裁後の速やかなファイリング処理を心掛け、くれぐれも登録漏れが生じることをないよう十分注意されたい。
- (10) 公の施設を指定管理者に管理させている場合は、当該施設が基本協定書や仕様書等に基づき適正に管理運営されるよう、当該指定管理者を監督されたい。
- (11) 業務委託、工事請負等の契約において、特定の1者のみを選定する特命随意契約による場合には、「災害等の非常事態」などの正当な理由が必要とされることから、正当な理由なく特命随意契約とすることのないよう慎重かつ厳正に行われたい。
- (12) 特命随意契約(緊急の場合を除く。)を予定する場合には、契約予定者から提示される見積価格を他者と比較できないことから、予算要求の段階から、積算内訳書、契約予定者とのヒアリング、他の自治体における同種契約、社会通念等により積算根拠の検証に努めるなど、見積価格の妥当性について十分検証された上で契約手続を進められたい。
- (13) 業務委託契約(特に担当課契約)においては、仕様書に記載される委託の内容は、適正な見積額を算定するために必要不可欠な情報であり、完了検査の際には正確な判定のよりどころとなるものであることから、適正かつ優良な契約の履行を確保するため、必要な内容を漏れなく網羅した仕様書の作成を心掛けられたい。
- (14) 業務委託契約の完了後には、その契約の種類や内容に応じ、業務の履行の確認に必要な手法を用いることにより厳正公平な検査を心掛けられたい。特

に担当課契約の検査職員は、適正な履行を確認するために必要な作業（現場確認、報告書類の提出要請等）を行わずに業務完了届の収受のみで完了検査を済ませてしまうことのないよう十分注意されたい。

(15) 業務委託契約書を担当課において独自に作成・使用する場合には、市の契約規則に定める契約書の記載事項に関する規定などを十分確認の上、遺漏のないよう運用されたい。契約事務に係る諸費用を市が負担する条件で契約を締結する場合で、収入印紙代についても市が負担するときは、収入印紙の貼付漏れや消印漏れがないよう、適正な処理を心掛けられたい。

(16) 修繕料を執行する場合において、当該修繕に緊急性がなく、複数業者による対応が可能で、執行額が10万円以上になる見込みの案件については、工事や委託契約の場合と同様、見積合わせを行うよう心掛けられたい。

(17) 職員の長時間労働の是正を図るため、今年度から時間外勤務の上限が原則月45時間以内、年360時間以内とされたことから、他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）の比重が高い部署に属するなどのやむを得ない理由がある場合を除き、時間外勤務が上限時間を超えることのないよう業務に取り組みれるとともに、一部の特定の職員に過度な負担がかからないよう、所属内における業務の配分には十分配慮され、効率的な業務の遂行を心掛けられたい。

(18) 事務決裁において専決により処理する場合には、それぞれの訓令に定める専決事項に対する専決区分を誤ることのないよう十分注意されたい。また、代決及び代決後の後閲又は報告事務についても適正に行われたい。

### 3 意見（各部課別）

#### (1) 教育委員会事務局

##### 教育総務課

- ・ 小学校／中学校施設非構造部材耐震化事業については、今年度下高津小学校及び荒川沖小学校の校舎の非構造部材（窓ガラスの飛散防止、設備機器の落下防止等）に係る耐震化工事が順調に実施されているところであるが、児童・生徒の安心・安全な学習環境の向上に寄与するものであることから、残りの小中学校の校舎についても、計画的に進められたい。
- ・ トイレの洋式化が進んでいない学校が一部に見受けられるが、児童・生徒の日常生活に大きく関わる設備であることから、多くの児童・生徒にとってより利用しやすい設備の整備に向け、早めの対応を検討されたい。

- 修繕の案件についても、適正な履行を確保するため、必要な検査を心掛けられたい。
- 行政財産使用料について、一部の使用者について使用料の納入が遅れているものが見受けられたことから、今後は遅滞なく納入されるよう事前に指導されたい。
- 人事異動に伴う所管の訓令の一部見直し、及び組織規則の一部見直しの必要性について、速やかに検討を進められたい。

### 学務課

- 小学校適正配置推進事業については、上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的な統合に向けた準備として、今年度中に土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会の開催並びに上大津西小学校閉校に伴う式典及び備品移設が予定されているところである。子どもたちにとってより良い教育環境の充実を図るため、今後も引き続き計画的に進められたい。
- 学校給食センター再整備事業については、昨年度に着工した建設工事が順調に進捗しているところであるが、今後も来年度の供用開始に向け引き続き計画的に進められたい。
- 学校給食費の徴収・管理体制に関し、今年度国のガイドラインにおいて示された公会計制度の採用に向けた制度の整備については、今後も検討を進められたい。なお、当面の収入未済額への対応については、引き続き主体的な立場で取り組まれたい。

### 第1学校給食センター・第2学校給食センター

- 学校給食センター再整備事業が順調に進行しているところであるが、既存の施設や調理備品等の老朽化が著しいことから、給食や施設の安全・衛生を確保するため、引き続きこれらの維持・管理については十分配慮されたい。
- 学校給食費の収入未済額については、引き続き学務課及び各学校との連携を図り、その解消に努められたい。
- 学校給食費の収納時期については、市規則に定める期限に遅れることのないよう注意されたい。

### 文化生涯学習課

- 就学前教育推進事業については、保幼小連携協議会の設置に向けて就学前教育推進員が関係機関との協議を進めているところであるが、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る事業であることから、推進に必要な基盤の構築に向けて計画的に取り組まれたい。
- 市民会館耐震化及び大規模改造事業については、昨年度に着工した改修工事が順調に進捗しているところであるが、今後も来年度のリニューアルオープンに向け引き続き計画的に進められたい。

- ・ 美術品公開推進事業については、市民ギャラリーの来館者数が「塙賢三展」などの開催により、当初の年間来館者数の目標値を大きく上回るペースで伸びていることが認められた。今後も引き続き図書館との連携を図りながら、市民が芸術文化に親しむ機会の創出に努められたい。
- ・ 放課後児童クラブ育成料の収入未済額については、債権管理の適正化を図りながら、引き続きその解消に努められたい。

### 図書館

- ・ 新図書館管理運営事業については、「図書館・ギャラリー連携企画展」などの企画により、本年8月にはオープン以来の利用者数が100万人を超えたことが認められた。今後も引き続き生涯学習活動のより一層の充実に努められるとともに、中心市街地の活性化に寄与されたい。
- ・ 窓口業務などの運営に係る業務の委託については、利用者へのより一層のサービスの向上に向けて、引き続き委託事業者の監督はもとより、当該事業者との綿密な連携を図られたい。
- ・ 研修室の利用を増加させるための方策として、利用許可要件の緩和や運用等の見直しが可能かどうかについて、周知方法も含めて検討されたい。
- ・ 事務決裁において専決により処理する場合には、教育委員会訓令に定める専決事項に対する専決区分に基づき適正に処理されたい。また、代決及び代決後の後閲又は報告事務についても同訓令に基づき適正に行われたい。

### 各地区公民館

- ・ 自主事業の講座については、各館とも趣向をこらした企画で対応されている状況が確認された。今後も引き続き地域住民をはじめ市民にとって魅力のある講座の開催を心掛けられたい。
- ・ 教育財産の管理については教育委員会の権限に属することから、各館における行政財産使用許可は、教育委員会（教育長）名により行われたい。

### 博物館

- ・ 重要資料公開推進事業として、特別展「町の記憶―空都土浦とその時代―」が開催され、入館者数が1万人を超えたことが認められたほか、8月末現在の図書頒布実績において「町の記憶」が186部に、「市民の記憶」が156部に達していることが認められた。今後も引き続き魅力ある展覧会の開催や図書の発行に努められるとともに、更なる集客に向けた運営の工夫についても検討されたい。
- ・ 所蔵品及び刊行物については、引き続き適切に管理されたい。

### 上高津貝塚ふるさと歴史の広場

- ・ テーマ展として「古代のむらと中世寺院」、夏休みファミリーミュージアム

のテーマ展として「土器を見る 歴史を知る」が開催され、展示見学者数が昨年度を上回っていることが認められた。今後も引き続き魅力ある展覧会の開催や図書の発行に努められるとともに、更なる集客に向けた運営の工夫についても検討されたい。

- ・ 所蔵品及び刊行物については、引き続き適切に管理されたい。
- ・ 教育財産の管理については教育委員会の権限に属することから、行政財産使用許可は、教育委員会（教育長）名により行われたい。

### スポーツ振興課

- ・ 水郷プールの入場者数がリニューアルオープン後最高となったことが認められたが、休場期間中の施設の利活用の可能性も含め、今後も引き続き更なる集客に向けた運営の工夫についても検討されたい。
- ・ 霞ヶ浦マラソンの準備・開催や川口運動公園管理事務所の業務の特殊性により、職員の長時間労働が生じているが、特定の職員に過度な負担がかからないよう、所属内における業務の配分には十分配慮されるとともに、効率的な業務の遂行を心掛けられたい。
- ・ 行政財産使用料について、一部の使用者について使用料の納入が遅れているものが見受けられたことから、今後は遅滞なく納入されるよう事前に指導されたい。

### 国体推進課

特になし。

### 指導課

- ・ 教育相談室移転事業については、旧穴塚小学校への移転・供用開始に向けて順調に進んでいるところであるが、不登校児童・生徒へのよりきめ細やかな支援を可能にするものであることから、今後も引き続き計画的に進められたい。なお、当該施設（旧校舎）の一部については、公文書書庫としての活用も予定されていることから、同所の財産区分の見直しや施設管理のあり方について関係各課との協議を進められたい。
- ・ 事務決裁において専決により処理する場合には、教育委員会訓令に定める専決事項に対する専決区分に基づき適正に処理されたい。

## （２）市民生活部

### 市民活動課・各地区コミュニティセンター

- ・ 地域公民館整備事業については、新築２件、修繕２件が補助対象とされたところであるが、地域コミュニティ施設新築等補助金の交付額が高額になることから、その決定・支出に当たっては、書類審査及び実地調査を慎重かつ

厳正に行われたい。

- ・ 協働のまちづくりファンド（ソフト）事業については、新規の団体2件、継続（2年目）の団体2件が補助対象とされたところである。引き続き事業の周知に努められるとともに、今後より多くの団体等に利用していただけるよう、すでに実施した団体等の意見も取り入れながら、市民が利用しやすい制度への見直しについても検討され、自主的・主体的な市民活動を促進することにより、市民と行政の協働によるまちづくりの推進に寄与されたい。
- ・ 各地区コミュニティセンターについては、引き続き地域との連携を深めながら、地域の特性を生かしたまちづくり・市民活動の拠点として運営されたい。なお、当該センター職員は公民館職員でもあることから、業務の遂行に当たっては、その業務が当該センター業務なのか、公民館業務なのかの認識を常にもち、これらを誤認することのないよう取り組まされたい。

### 生活安全課

- ・ 防犯対策事業については、LED防犯灯の新設89基分、LED防犯灯への交換1,624基分の補助金交付決定が認められた。今後も引き続き安全な生活環境整備に取り組むことにより、LEDへの全灯移行を推進されたい。
- ・ 神立駅西口自転車駐車場整備事業については、昨年度に着工した既存駐車場の解体工事が終了し、新築工事が順調に進捗しているところであるが、今後も今年度の供用開始に向け引き続き計画的に進められたい。
- ・ 現在市で把握している空家のうち、管理不全のものが350件存在することから、引き続き適切な措置を講じられたい。
- ・ 管理不全空家応急措置工事代の収入未済額については、催告及び折衝の方法の見直しを検討するなど、引き続き粘り強くその解消に努められたい。

### 消費生活センター

- ・ 相談件数については、本年9月末現在682件で、年間相談件数が1,552件と多かった昨年同時期の913件に比べると、231件の減少はしているものの、2,3年前の年間相談件数を上回るペースで推移していることが認められた。架空請求やニセ電話詐欺のような事案に対しては、市民に被害が出ることがないように、引き続き情報の把握、関係機関等との連携及び市民への周知に努められたい。
- ・ 相談業務に当たっては、多種多様な相談が寄せられていることから、相談者に対しては、的確な助言・対応に心掛け、引き続き市民の安心・安全な消費生活に寄与されたい。

### 市民課

- ・ 各種システムの保守・管理委託業務については、改めてその委託料の妥当性及び費用対効果について検証されたい。

- ・ マイナンバーカードの再発行については、本年9月末現在で個人番号カードが62件、通知カードが273件の手続がなされているが、紛失したカードの不正利用を未然に防止するため、カード保有者に高齢者比率が高い実情も踏まえ、市民に対するカード紛失時の対応の案内やカード保管上の注意について、より一層丁寧な案内や周知を心掛けられたい。
- ・ 支所・出張所を含め、釣銭等の金銭、印紙、証紙、通帳等の管理については引き続き適正に保管されたい。

### 環境保全課

- ・ PCB廃棄物運搬処分事業については、今年度低濃度PCB廃棄物の運搬及び処分を行うことにより、市が保有する全てのPCB廃棄物の処分が完了する予定である。市施設利用者の安心・安全を確保するため、今後も引き続き計画的に進められたい。
- ・ つーちゃんEMSの運用において作成される文書について、未登録の所属を含めファイリング数（文書登録数）の差が見られた。これについては各所属における文書管理の問題ではあるが、全庁的・統一的に行う業務であることから、EMS事務局において関係部署と協議の上、統一的な文書の保管・保存への対応について検討され、全庁的に同一の対応が図られるよう、各所属のEMS推進員を指導されたい。

### 環境衛生課・衛生センター・清掃センター

- ・ 一般廃棄物有料化事業として、昨年10月1日から家庭ごみ処理の有料化が開始されたところであるが、本年9月末までの1年間の家庭ごみの排出量が、前年9月末までの1年間と比べ、燃やせるごみで20.4%の減少、燃やせないごみで36.4%の減少、資源物で13.2%の増加となり、家庭ごみ総量で12.1%の減少（約4,300tの減少）していることが確認された。ごみの減量化と再資源化という目的を実現させる中核となる取組であることから、引き続きその効果について検証を継続されたい。
- ・ 霊園管理料の収入未済額については、徴収体制や債権管理体制を整備され、引き続き粘り強くその解消に努められたい。
- ・ 市営斎場の業務については、利用状況、利用収入等の実績報告の確認を行うことはもとより、基本協定書や仕様書等に基づき適切かつ円滑に管理運営されるよう、指定管理者を監督されたい。
- ・ 汚泥再生処理センター整備事業については、昨年度に着工した既存施設の第I期解体工事が終了し、整備工事が順調に進捗しているところであるが、今後も来年度の供用開始に向け引き続き計画的に進められたい。
- ・ 各センターで購入する工業用薬品類については、今後も引き続き適正な在庫管理を心掛けられたい。

### (3) 市長公室

#### 秘書課

特になし。

#### 政策企画課

- ・ ふるさと土浦応援寄付事業については、本年9月末現在の寄付額が93,846千円で、昨年同時期の33,213千円に比べ約2.8倍の増加となっていることが認められた。寄付額の変動の要因については、適宜調査・分析を行うことにより、その結果を今後の事業展開に活用されたい。また、国や他の自治体の動向を注視しながら、引き続き事業経費とのバランス（実質収支）についても検証されたい。
- ・ 水郷筑波サイクリング環境整備事業については、本市の自転車活用推進計画である「自転車のまちづくり構想」の策定作業が進められているところである。当該事業については交流人口の拡大とともに観光産業の振興が期待されることから、今後も引き続き、茨城県や周辺自治体との連携及び商工観光課、都市計画課等関係各課との連携を図りながら、より積極的な事業展開に努められたい。

#### 財政課

- ・ 財務システム更新事業（財務関係システムの一元化）については、財務書類の伝票データの仕訳を「日々仕訳方式」に改めるとともに、財務関係システムを一元化することにより、業務の効率化及びランニングコストの削減を図るものである。特に、システムの一元化については、非効率な業務の改善に向け有効な取組として期待できるものであることから、今後も引き続き計画的に事業を進められたい。なお、新システムの構築・運用に当たっては、定期的な進行管理による課題の解決に取り組まれるとともに、正確な運用がなされるようシステムの監視に努められたい。
- ・ 今後も非常に厳しい財政状況が見込まれていることから、予算の要求内容を客観的な視点で精査することにより、引き続き無駄のない計画的な予算編成に当たられるとともに、各所属の予算執行に対しても適正な執行監督に努められたい。

#### 広報広聴課

- ・ シティプロモーション推進事業については、市内10校の生徒による「学祭TSUCHIURA2019」が開催されたところであるが、今後の事業の推進に当たっては、地元経済の活性化という視点から、経済効果が期待できる取組についても検討されたい。なお、本年度は「つちうらシティプロモーション戦略プラン」の計画期間の最終年度に当たることから、当該事業に

係る施策の効果については十分な検証を行われたい。

- ・ 広報紙等配布業務委託料については、昨年度及び今年度と住民監査請求の対象となったところである。市に損害は与えていないとの判断をしているところではあるが、より適正な契約の締結に向け、委託料の積算及び支払時期、業務仕様、契約条項、検査方法など当該業務委託のあり方については、受託者である各町内会等との協議も念頭に入れながら改めて検討され、必要に応じ見直しを行われたい。

#### (4) 保健福祉部

##### 社会福祉課

- ・ 生活保護法第78条の徴収金及び同法第63条の返還金の収入未済額並びに東日本大震災に係る災害援護資金貸付金の収入未済額については、徴収体制や債権管理体制を整備され、引き続き粘り強くその解消に努められたい。
- ・ 職員の時間外勤務の状況から、一部の職員の過重な業務負担の実態がうかがえた。担当業務の特殊性などの理由があるとはいえ、担当職員の心身の健康にも十分配慮する必要があることから、「時間外勤務の適正化に向けた取組方針」に基づき、効率的な業務の遂行、所属職員の業務配分の見直し、所属内の協力体制の構築などにより、事態の改善に取り組まれたい。

##### 障害福祉課

- ・ 障害者住宅整備資金貸付金及び福祉手当過年度返還金の収入未済額については、徴収体制や債権管理体制を整備され、引き続き粘り強くその解消に努められたい。

##### 療育支援センター

- ・ 施設及び利用者の安全・衛生管理については、引き続き万全を期されたい。

##### つくしの家

- ・ 施設の利用者に対し生活に必要な訓練、就労に向けた訓練、就労機会の提供等を行うことにより、今後とも自立を支援されたい。
- ・ 施設及び利用者の安全・衛生管理については、引き続き万全を期されたい。

##### こども福祉課

- ・ 結婚支援事業／結婚新生活支援事業については、他の自治体の事例なども参考にしながら充実に努められたい。
- ・ 保育料の収入未済額については、本年9月末現在の金額が、昨年同時期に比べ約1,900万円減少していることが認められた。今後も徴収方法等を工夫され、保育所との連携を図りながら、引き続き粘り強くその解消に努め

られたい。

- ・ 児童扶養手当過年度返納金等の収入未済額については、本年9月末現在の金額が、昨年同時期に比べ増加していることから、徴収方法等を工夫され、引き続き粘り強くその解消に努められたい。

#### **新生・荒川沖・霞ヶ岡・天川保育所**

- ・ 各保育所とも、食物アレルギー対応、感染症予防対策、遊具・施設の管理については、それぞれ適切な対応・対策により児童の安全が確保されていることが認められた。今後も引き続き児童の安全・衛生の確保について万全を期されたい。

#### **高齢福祉課**

- ・ 地域包括支援センター体制整備事業については、昨年度新たなセンターが開設され、市内の2か所で運営されているところである。今後も引き続き各委託業者との連携や指導にも努めながら、総合相談、権利擁護、包括的ケアマネジメントなどの業務により、高齢者や地域の支援に寄与されたい。
- ・ 認知症施策推進事業については、今後も引き続き各委託業者との連携や指導にも努めながら、対象者及びその家族への支援に寄与されたい。
- ・ 高齢者住宅整備資金貸付金の収入未済額については、本年9月末現在の金額が、昨年同時期に比べ減少していることが認められた。今後も徴収方法等を工夫され、引き続き粘り強くその解消に努められたい。

#### **国保年金課**

- ・ 一般被保険者返納金の収入未済額については、徴収方法において一定の工夫が見られるものの、本年9月末現在の金額が、昨年同時期に比べ増加していることから、今後も保険者間調整などを活用しながら、引き続き粘り強くその解消に努められたい。

#### **健康増進課**

- ・ 産婦健康診査事業については、産後の心身の不調等を予防するため、産後の初期段階の母子に対する支援を強化する新規事業である。本年8月末現在の受診者数は産後2週目で180人、産後1か月目で241人となっているが、今後も広く市民への周知を図るなど受診率の向上に向け取り組まれたい。
- ・ 医療体制強化事業である寄附講座については、引き続き充実を図られたい。
- ・ 行政財産使用料について、一部の使用者について使用料の納入が遅れているものが見受けられたことから、今後は遅滞なく納入されるよう事前に指導されたい。